

函館市

東山町会規約

令和 6 (2024)年度版

目 次

1. 函館市東山町会規約 P. 1
2. 函館市東山町会細則 P. 6
3. 東山町会会館運営規則 P. 7
4. 会館使用料についてのとりきめ P. 9
5. 会館管理人の服務等に関する細則 P.10
6. 東山町会会館使用料金表 P.11

函館市東山町会規約

第1章 総 則

第1条（名 称）

本会は、函館市東山町会（以下「会」という）と称する。

第2条（事務所）

会は、事務所を函館市東山2丁目62番1号に置く。

第3条（目 的）

会は、第4条の区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

第4条（区 域）

会は、函館市東山1丁目、2丁目、3丁目に居住する者（世帯を単位とする）と事業所をもって構成する。

第5条（会 員）

前条の区域に住所を有するすべての個人および事業所は、会費を納入して会員となることができる。

第2章 事 業

第6条（事 業）

会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること。
- (2) 専門部活動に関すること。
- (3) 行政機関および各種団体との連絡調整に関すること。
- (4) 所有する資産の管理に関すること。
- (5) その他会の目的達成に必要な事業。

第3章 組 織

第7条（区）

会の運営を円滑に推進するため、地域を数区に分割し、区長各1名をおく。

第8条（班）

区を数戸ごとの班に分割し、班長各1名をおく。

2. 区および班の区域、呼称は役員会の議決を経て会長が定める。

第9条（専門部）

会は、第3条の目的を達成するため、下記専門部（会）をおく。また、役員会が必要と認めた場合は、このほかに部を設けることができる。

- (1) 総務部、財政部、土木建設部、防犯・防火部、青少年育成部、福祉部、街灯管理部、交通安全部、保健部、環境部、女性部
- (2) 自主防災会
- (3) 会館運営委員会

第4章 役 員

第10条（役 員）

会に次の役員をおく。

会長1名、副会長若干名、監事2名、区長（各区1名）、
部長（専門部に各1名）、副部長（専門部に各若干名）

第11条（役員を選出）

役員を選出は、次の各号に定める方法による。

- (1) 会長、副会長、監事は総会において選出する。
- (2) 部長、副部長（部長の推薦）、区長は、会長が委嘱する。
- (3) 監事は、他の役員を兼ねることができない。

第12条（役員等の任期）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補充により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 班長の任期は1年とし、輪番制を原則とする。

第13条（役員等の任務）

会長は、会を代表して会務を統括する。

2. 副会長は、専門部を分担して部の相談、助言に当たる。ただし、部長を兼任しても差し支えない。また、会長に事故ある場合は、その職務を代行する。
3. 監事は、会の資産および会計並びに業務を監査し、その結果を総会に報告する。
特別行事の会計については、その都度監査して役員会に報告する。
4. 区長は、区を代表して、区内の班を統括する。
5. 班長は、班員との連絡、会費等の徴収を行う。
6. 総務部は、全般的な業務の連絡調整を行う。
7. 財政部は、会計事務を処理し、必要な書類を管理する。
8. 土木建設部は、道路・側溝等の整備推進を図る。
9. 防犯・防火部は、犯罪の防止と火災・災害の予防を行う。
10. 青少年育成部は、青少年の健全育成のため各種行事等を行う。
11. 福祉部は、福祉に関する行事などを行う。
12. 街灯管理部は、街路灯の維持管理および新增設、改修を行う。
13. 交通安全部は、交通道德の意識の高揚、交通事故防止に努める。
14. 保健部は、保健・衛生に関する事業を行う。
15. 環境部は、環境に関する事業を行う。
16. 女性部は、女性に関する事業を行うほか、各部の事業達成に協力する。
17. 自主防災会は、災害（天災・その他）による被害の防止軽減を図り、目的達成に努める。
18. 会館運営委員会は、会館の維持管理及び運営の適正を図る。

第14条（顧 問）

会に顧問をおくことができる。

第5章 会 議

第15条（会 議）

会の会議は、総会、役員会、部長会、区長会とする。

第16条（総 会）

総会は、会の最高議決機関であって、会員の2分の1以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもって決める。可否同数のときは、議長が決する。

2. やむを得ない事由により、総会に出席できない者は、委任状の提出によって出席者数に加えるものとする。
3. 総会は、原則として毎年4月に会長が招集して開催し、下記事項を審議・議決する。

(1)予算および決算の承認	(2)事業計画
(3)規約の制定改廃	(4)役員の選出
(5)資産の管理運営	(6)その他の重要事項
4. 会員の過半数の開催要求があったとき、又は会長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

第17条（役員会）

役員会は、会の円滑な執行を図るため、毎月1回会長が招集する。必要に応じて随時に開くことができる。

第18条（班長会）

全文削除のままとする。

第19条（議事録の作成）

会議については、必要に応じて議事録を作成する。

第6章 資産及び会計

第20条（資産の構成）

会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 助成金および交付金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入
- (7) 別に定める財産目録記載の資産

第21条（資産の管理）

資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

第22条（経費の支弁）

会の経費は、資産をもって支弁する。

第23条（会 費）

会費の額は、総会で決める。

第24条（活動費）

予算の範囲内で、役員に対し活動費を支給することができる。
額については別に定める。

第25条（会計年度）

会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第26条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、成立日までの間、前年度の予算を執行する。

第7章 入会および退会

第27条（入 会）

会の会員になろうとする者は、会費を納入して班長・区長を通じ、会長に届け出るものとする。

第28条（退 会）

会員は退会しようとするときは、前条の順を経て会長に届け出なければならない。

2. 会員の退会は次の場合とする。

- (1) 会の区域に住所を有しなくなったとき。
- (2) 本人の申し出があったとき。

第8章 解散および残余財産の処分

第29条（解 散）

会は、会員の4分の3以上が出席する総会において、出席者の過半数の同意の議決を得なければ解散することができない。

第30条（残余財産の処分）

会が解散のときに有する残余財産は、総会の議決を経、市長の認可を得て会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 書類および帳簿

第31条（備付け書類および帳簿）

会には、次に掲げる書類および帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 規 約
- (2) 会員および役員の名簿
- (3) 許可、認可等および登記に関する書類
- (4) 総会、役員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録等資産の状況を示す書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿および証拠書類
- (7) その他必要な帳簿および書類

第10章 補 則

第32条 (改 正)

この規約は、総会の決議によるほか、変更することはできない。

第33条 (慶弔・表彰)

会員の慶弔・表彰については、別に定める。

第34条 (委 任)

この規約に定めるもののほか、会の運営上必要な事項は、役員会の議決を経て会長が定め、その決定事項を次の総会において報告する。

附 則

1. この規約は、平成8(1996)年9月13日から施行する。
2. 函館市東山町会会則【平成4(1992)年4月26日より実施のもの】は、平成8(1996)年9月12日限りでこれを廃止する。

改 正

- | | | |
|--------------------|------|---------------|
| ○ 平成9(1997)年4月27日 | 一部改正 | |
| ○ 平成10(1998)年4月26日 | 一部改正 | |
| ○ 平成12(2000)年4月23日 | 一部改正 | |
| ○ 平成15(2003)年4月20日 | 一部改正 | |
| ○ 平成17(2005)年4月24日 | 一部改正 | |
| ○ 平成19(2007)年4月29日 | 一部改正 | |
| ○ 令和6(2024)年4月1日 | 一部改正 | 第33条 弔慰を慶弔に変更 |

函館市東山町会細則

第1条 町会規約第24条に規定する活動費を、次のとおり定める。

会 長	30,000円	(年額)
副 会 長	20,000円	(年額)
総 務 部 長	20,000円	(年額)
財 政 部 長	20,000円	(年額)
総務副部長	15,000円	(年額)
財政副部長	15,000円	(年額)
区 長	13,000円	(年額)
部 長	13,000円	(年額)
他の副部長	7,000円	(年額)

但し、役員が2以上の役職を兼ねている場合は、その支給額のうち最も高い額を支給する。

第2条 規約第33条に規定する慶弔・表彰は次のとおりとする。

1. 慶 事

会員並びに会員の同居親族が出産した場合 1産児につき金10,000円の出産祝い金を贈り、新生児の誕生をお祝いする。

2. 弔 慰

- (1) 会員（同一世帯に居住するものを含む）死亡の場合は弔慰金を贈り弔慰する。
弔慰金は、5,000円とする。
- (2) 現職の役員・顧問・旧役員（在任5期・10年以上）死亡の場合は弔慰金、献花をもって弔慰を表す。
- (3) 現職の役員・顧問が死亡した場合は、新聞に掲載し弔慰を表す。

3. 表 彰

本会の業務活動に顕著な業績のあった会員に対しては、別に定める表彰規定により、役員会に諮り感謝状を贈ることができる。

附 則

この細則は、平成8(1996)年9月13日から施行する。

改 正

- | | | |
|--------------------|------|-------------|
| ○ 平成10(1998)年4月26日 | 一部改正 | |
| ○ 平成15(2003)年4月20日 | 一部改正 | |
| ○ 平成17(2005)年5月21日 | 一部改正 | |
| ○ 平成19(2007)年4月29日 | 一部改正 | |
| ○ 平成21(2009)年4月26日 | 一部改正 | |
| ○ 令和6(2024)年4月1日 | 一部改正 | 第2条 1.慶事の追加 |

東山町会会館運営規則

第1条 （総 則）

この規則は、東山町会会館（以下会館という）の適正な維持管理・運営及び使用に関する必要事項を定め、会館を地域住民の親睦・福利厚生のための集会所として有効に利用させることを目的とする。

第2条 （運営委員会及び管理人）

会館の維持管理及び運営の適正を図るため、運営委員会（以下委員会という）を設置し、管理人を置く。

2. 委員会は若干名をもって構成し、委員長1名、副委員長1名、委員若干名とし、町会員の中から選んで、町会長が委嘱する。
3. 委員の任期は、町会役員の任期に準ずる。
4. 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
5. 管理人は、運営委員会の協議に基づき町会長が委嘱する。
6. 管理人の服務については、別に細則を定める。

第3条 委員会は、次の事項について協議し、役員会の承認を得て執行する。

- (1) 会館の使用料の決定・改定・減免に関する事項。
- (2) 会館の補修・備品等の購入に関する事項。
- (3) 会館の管理人に関する事項。
- (4) その他会館の運営に関する事項。

第4条 （会館の使用申請および承認）

会館の使用を希望する者は、会館使用申請書を提出して、委員長の承認を受けるものとする。

2. 委員長は、使用目的または会館管理上不適当と認めた場合は、使用について条件を付し、又は承認しないことができる。
3. 役員が町会活動のために会館を使用する場合も前1, 2項に準じて委員長の承認を受けるものとする。ただし、役員会等定例的な会議のための使用を除く。

第5条 （会館使用の優先順位）

会館使用の優先順位は、原則として次のとおりとする。

- (1) 町会総会、敬老祝賀会等、行事の規模内容からみて、実施直前になって予定を急に変更することができない行事に使用するとき。
- (2) 選挙公示期間中の選挙演説会、投票所に使用するとき。
- (3) 葬祭に使用するとき。
- (4) 市役所その他官公庁が、地域町民の公益のために使用するとき。
- (5) その他

第6条 （資金の収支会計）

資金の収入は、会館使用料、資金の運用より生ずる収入金、町会費からの繰出金その他とする。

2. 会館運営の経費は、前項の収入金をもって支弁する。

第7条 （会館の使用料）

会館使用の承認を受けた者は、別に定める使用料を納入しなければならない。
使用料は委員会において定め、役員会の承認を得て総会に報告するものとする。

第8条 （遵守事項）

会館を使用する者は、使用に際しては、委員及び管理人の指示に従い、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された場所以外の場所を使用しないこと。
- (2) 火器は、会館備え付け以外の器具等を使用しないこと。
- (3) 会館使用後は、備付け物品を原状に整理し、使用場所を清掃すること。
- (4) 故意または不注意により建物や物品を損傷または滅失したときは、その損害を賠償すること。
- (5) 他人に迷惑を及ぼす言動を謹むこと。
- (6) 館内において物品販売等の商行為をしないこと。
- (7) その他、使用に当たっては管理人の指示に従うこと。

第9条 （その他）

この規則に定めるもののほか、会館の運営について必要な事項は委員会が定める。

附 則

この規則は平成15(2003)年4月20日から施行する。

2. 平成10(1998)年1月5日から施行していた「東山町会会館管理運営規則」は平成15(2003)年4月19日限りで廃止する。

会館使用料についてのとりきめ

1. 会館使用料金は、別表（東山町会 会館使用料金表）の通りとします。
 2. 会館を使用した際、使用料を免除するのは、下記の通りとします。
 - (1) 東山町会規約第15条に規定する各種会議に使用するとき。
 - (2) 町会が実施する研修会、講習会、祝賀会等の公的行事に使用するとき。
 - (3) 東山会、子ども会、民生児童委員会、在宅福祉委員会が会議、研修会、講習会、祝賀会等の公的行事に使用するとき。
ただし、冷暖房料のみ頂きます。
 3. 町内の各種団体が、長期間にわたり継続的に行うサークル活動行事については、一般会員と区別して別料金とします。
 4. 市役所その他の関係行政機関が、行政説明会、選挙、健康診断その他、地域住民の公益のため使用する場合は原則として無料とします。
(役所が定める施設使用料金規程により、料金受領)
 5. 特別の事情により、料金の一部または全部について免除するのを相当と認められるときは、運営委員長の裁量により免除することができる。
 6. 冬期間（11月～4月）暖房使用料として、使用の都度1回につき500円を頂きます。
 7. 夏期間に冷房器を使用したときは、使用の都度1回につき500円を頂きます。
(使用申請の際、申告のこと)
 8. 台所のガス器具を使用して煮炊き調理をしたときは、使用料300円を頂きます。
(使用申請の際、申告のこと)
- (注) 上記とりきめの3の「サークル活動を行う町内の各種団体」とは、次の団体を対象とします。
- (1) 東山囲碁愛好クラブ
 - (2) 東山書道クラブ
 - (3) 東山会日本舞踊部・同カラオケ部
 - (4) 東山健康サークル
 - (5) フォークダンス

会館管理人の服務等に関する細則

1. (会館管理人の服務)

会館管理人の職務は次のとおりとする。

- (1) 会館建物、備品の整理保全と管内の清掃・整理を行う。
- (2) 火災・盗難の防止に努める。
- (3) 会館使用に関する手続きおよび使用料の徴収を行う。
- (4) 電話・来館者の応対、郵便物などの整理を行う。
- (5) 会館周囲の除草、冬期間の除雪を行う。
- (6) その他会館の管理上必要と認める事項。

2. (管理人の職務時間)

管理人の勤務は、原則として午後零時30分から午後5時30分までとする。

勤務時間を超えた会館使用の場合は、使用者が責任をもって、使用後の館内点検を行い施錠し帰宅するものとする。

3. (管理人の休日)

毎週の内一日（当分の間、金曜日）および12月29日から1月3日までを管理人の休日とする。

4. (休日の会館使用)

やむを得ない理由により、管理人の休日に会館を使用するときは、その間、町会役員などの代理者をもって会館管理に当たらせるものとする。

5. (管理手当て)

管理人に対しては、日額 3,000円の管理手当てを支給する。

やむを得ない理由により、通常の勤務時間を超えて、長時間勤務をしたときは、超過勤務手当てを支給する。

- (1) 支給日は毎月末日とする。
- (2) 超過勤務手当額は通常、1時間 600円。
- (3) 葬儀による勤務は2日間で6,000円。
- (4) 私用で欠勤したときは、日給を減ずる。

6. (契約更新)

雇用の契約期間は1年とする。

附 則

この細則は、平成15(2003)年8月1日から実施する。

改 正

- | | |
|-------------------|------|
| ○ 平成19(2007)年8月1日 | 一部改正 |
| ○ 平成30(2018)年3月1日 | 一部改正 |

東山町会 会館使用料金

東山町会会館の使用料を次のとおり定める。

(単位 円)

区 分	町会会員	町内サークル	会員以外	使用時間
1階 大会議室	2000	1800	4000	9:00～12:00
2階 小会議室	1000	800	2000	13:00～17:00
				18:00～21:00
1階 大会議室	4000	3600	8000	9:00～17:00又は
2階 小会議室	2000	1600	4000	13:00～21:00
1階 大会議室	6000	5400	12000	9:00～21:00
2階 小会議室	3000	2400	6000	
全 館	6,000	5,200	12,000	9:00～17:00又は 13:00～21:00
	12,500	7,800	18,000	9:00～21:00

連続2日間 全館使用のとき(葬儀その他)				
区 分		町会会員		会員以外
葬 儀	5～10月	25,000		40,000
	11～4月	30,000(含暖房費)		45,000(含暖房費)
一般宿泊 (1泊2日)		1階 大会議室	2階 小会議室	1階 大会議室 2階 小会議室
		20,000	12,000	25,000 15,000
* 葬儀で1日間のみ使用するときは、上記料金からそれぞれ1万円を差し引いた金額とします。 * 葬儀で使用するときは、掃除料金として5,000円加算。 * 一般宿泊の場合は、冷暖房、台所(ガス)使用料込みの料金とする。 但し、使用期間は1日目(13:00)～2日目(12:00)				

附 則

この「東山町会会館使用料金表」は平成10(1998)年1月5日から施行する。

改 正

- 平成15(2003)年4月20日 一部改正
- 平成18(2006)年7月1日 一部改正
- 平成19(2007)年1月21日 一部改正
- 平成21(2009)年4月1日 一部改正

会館使用申請書

使用の目的				使用予定人員	名
使用の日時	月日	月 日	月 日	月 日	月 日
	自	時 分	時 分	時 分	時 分
	至	時 分	時 分	時 分	時 分
使用する室	1階	洋 室	洋 室	洋 室	洋 室
	2階	和 室	和 室	和 室	和 室

上記のとおり使用したいので承認願います。

申請年月日

令和 年 月 日

東山町会 会館運営委員長 様

住所

氏名

⑩

(自署の場合 押印不要)